

第2章 基本的な考え方

1 環境教育の基本的な方針

(1) 本県の環境教育で重視すること

- 条例では、「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を目指す将来像として、この実現に向け、本計画の上位計画である「第3次山形県環境計画」では、基本目標の一つとして「環境教育を通じた環境の人づくり」を掲げています。
- また、持続的発展のためには、これまでの自然環境を保全する取組みに加え、再生可能エネルギーの導入など、創造・活用する視点についても理解を深める必要があります。
- この目指す将来像を実現させるためには、県民一人ひとりが、地球の生態系の一員だという世界的な視野を持つとともに、身近な視野を持って、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、環境の保全・創造・活用に取り組む必要があります。
- そして、これらの活動は、県民一人ひとりが「自発的に」行わなければ継続できません。
- 本県の環境教育では、「環境の保全・創造・活用」への理解を深めるとともに、「環境そのものを教材として活かしながら」自発性を育むことを重視した人づくりを推進します。

「持続的発展が可能な社会」

「持続的発展が可能な社会」とは、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力の限度内で生活しつつ達成する状態」をいいます。言い換えれば、「将来の世代が享受する経済的及び社会的な利益を損なわない形で現在の世代が環境を利用することができる社会」のことです。

これは、1987年（昭和62年）に「環境と開発に関する世界委員会※（ブルントラント委員会）」が公表した報告書「地球の未来を守るために」の中で初めて提示された「持続可能な開発」という考え方を踏まえたものです。「持続可能な開発」とは、「将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような開発をいう。」と定義されています。

※地球環境保全の戦略を審議する国連機関

(2) 環境教育を通して目指す理想的な人間像

- 環境保全を推進していくために求められる人間像として、国の基本的な方針では、以下の例を挙げています。
 - ・ 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
 - ・ 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
 - ・ 他者と議論し、合意形成することのできる人間
 - ・ 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
 - ・ 他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間

る人間

- ・ 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- ・ 既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

- このような要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組みによって育成されていくべきものとされています。
- 本県では、このような要素を備えた、環境教育を通して目指す理想的な人間像として「山形愛の人」を掲げます。

【山形愛の人】

- 山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心です。

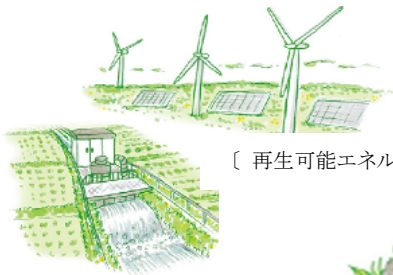
- 持続的発展が可能なやまがた創りのために求められる、理想的な人物像は、山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、守り、創造・活用し、それらを次世代に引き継ぐため、責任を持って自発的に行動できる人と考えます。

さらに、世界的な視野に立ち、その深い愛情を地球そのもの（＝地球環境）にも注ぐことができる人でもあります。



〔植 樹〕

〔自然との共生〕



〔再生可能エネルギーの活用〕



〔生物多様性の保全〕

具体的には、次の3点が挙げられます。

- ・ 先人から守り継がれ、育まれてきた美しく豊かな自然の歴史に思いを馳せ、次世代に引き継げる人
- ・ さらに次世代に引き継ぐとともに、今我々が直面しているエネルギー問題などの課題の解決のため、地域の持つ資源を最大限に活かし、責任を持って未来につながる地域を創り続けるために行動できる人

- ・ 県内だけに留まらず、世界的視野に立って地球環境にも思いを馳せ、県外に対しても山形の良さを発信するとともに、連携していくことができる人

(3) 環境教育の要素

- 環境教育は、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場において、事業活動や地域の自然や社会に応じた内容で行われるものですが、各場面で共通して求められる基本的な要素として、以下のことを重視していきます。

- ・ 豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- ・ いのちの大切さを学ぶこと（外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守り育むために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要）
- ・ 自ら考え、判断、行動する機会を与え、自発性を育てること
- ・ 実感を伴わない学びは具体的な行動にはなかなか結びつかないため、自然体験、社会体験、生活体験など実体験をする機会を設けること
- ・ 地域への愛情に裏打ちされた行動につなげるため、地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ・ 知識の一方通行に終始させるのではなく、双方向型のコミュニケーションにより、学習の参加者から気付きを「引き出す」こと
- ・ 人間と環境との関わりに関するものと、環境の中の人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・ 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・ 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、県民の消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気付きを引き出すこと

(4) 環境教育を推進する手法

- 環境教育については、その目指すところや内容に加え、その効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の考え方に基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

- ・ 環境教育の活動を、自発性、主体性を持った具体的な行動へと促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること
- ・ 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中で体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点を大切にする一方、指導に当たっては、体験や遊び自体が目的化されないよう留意すること
- ・ あらゆる場、機会において、体系的かつ総合的な環境教育を進めることが可能となるような効果的な仕組みを構築すること

【環境教育が育むべき能力】

- 国の基本的な方針では、環境教育によって育成することを目指す人間像に求められる能力として、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」を挙げています。これらを育むのが環境教育の役割と考えられています。

「未来を創る力」

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題を発見・解決する力
- ・客観的・論理的思考力と判断力・選択力
- ・情報を活用する力
- ・計画を立てる力
- ・意思疎通する力（コミュニケーション能力）
- ・他者に共感する力
- ・多様な視点から考察し、多様性を受容する力
- ・想像し、推論する力
- ・他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
- ・地域を創り、育てる力
- ・新しい価値を生み出す力 等

「環境保全のための力」

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針

県では、以下の基本的な方針のもと、環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施します。

(1) 家庭、学校、職場、地域等で県民みんなが自ら参加、協働する施策

- 持続可能な社会の構築のために行うものであるという認識のもとに、家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが参加するとともに、県民、学校、事業者、民間団体、市町村等の各主体が協働するような施策を推進します。
- また、各主体は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境を保全・創造・活用する活動等を行っています。このような自発的な意思は、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるため、各主体の自発的な意思を尊重しながら施策を推進します。

(2) 参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担

- 各主体の自主的な取組みが大きな成果を得るためには、多くの人に参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等を活かし、協働していくことが必要です。各主体が対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解したうえで、互いの足りない部分を補い合い、適切な役割分担のもと、効果的な取組みができるように施策を推進します。

(3) 環境教育において場と主体と施策のつながりを重視

- 環境は、様々な形で県民生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組みは、相互に連携し合っていくことが大切です。環境教育が様々な場、様々な主体、様々な施策と連携するように、以下により環境教育に関する施策を推進します。

①場のつながり

環境教育は、家庭、学校、職場、地域等の様々な場で行われることが必要であることから、それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくように努めます。

②主体のつながり

環境教育は、学校だけでなく、県民、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が関わることから、各主体がその特徴を活かし、他の主体と連携、協働しながら活動を展開できるように努めます。

③施策のつながり

環境教育は、地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動など様々な社会活動に関わることから、効果的、総合的に実施できるように、他の施策と適切につながるように努めます。